

# 長崎県立高等学校入学者選抜学力検査得点の開示について

## 1 令和8年度入学者選抜学力検査得点の開示期間

令和8年3月17日（火）～4月16日（木）

## 2 簡易開示の申請者

受検者本人のみである。法定代理人等は認めない。

## 3 簡易開示の請求対象となる情報

長崎県立高等学校入学者選抜学力検査の各教科別得点及び総得点

## 4 簡易開示を行う受付時間

(1) 開示期間中の受付時間帯は、平日の9時～16時までとする。

(2) 時間帯を変更する場合、または学校行事等により開示できない場合は、その旨を受検者に知らせること。その際は、掲示することにより示すこととする。

## 5 簡易開示の受付場所等

(1) 開示場所は応接室とする。

(2) 開示場所には、受付簿を設置し、請求者に期日・受検番号・氏名等を記載させる。

また、受付場所には簡易開示処理表を備え、開示件数等を把握できるように担当者が記載し、備考欄に担当者名を記入する。

## 6 簡易開示の請求に係る受検者本人の証明

(1) 本人であることの確認は受検票および学力検査時に提出された写真票で行うこと。

なお、写真票により、本人であることの判別が困難な場合は、入学願書に記載されている事項を質問し、本人であることを確実にすること。

ただし、紛失等の理由で受検票を確認できない場合は、下記書類の中の二種類で本人であることを確認する。 ※コピーでの提示は認めない。

- ① 各種健康保険の被保険者証
- ② 身分証明書（顔写真付き生徒手帳等）
- ③ 日本国旅券（パスポート）
- ④ 卒業証明書または卒業証書
- ⑤ その他本人であることを確認できる書類

## 7 簡易開示の実施方法等

(1) 高校側の対応者は、校長が定めた教諭2名とする。

(2) 開示の際は、受検番号と氏名を確認して、閲覧のための作業に入る。

(3) 閲覧させる成績一覧表は、受検番号順に整理されたものを使用する。

(4) 開示を希望する対象の受検者本人の部分しか見えないようにして、開示する。

(5) 開示の際、受検者本人が持参した用紙にメモすることは可とする。

(6) 保護者、中学校の教員などの同伴者は、開示場所の外で待機させる。あくまでも受検者本人のみに開示する。

(7) 開示は、成績一覧表の閲覧方式によるものとし、写しの交付は認めない。ただし、目に障害がある者等で閲覧が著しく困難な請求者には、校長の判断で情報の内容を転記した書類を直接請求者に交付する方法により行うことができる。